

番 号	陳 情 第 3 3 号	受理年月日	令 5 . 8 . 17
件 名	鹿児島市営住宅条例一部改正による駐車場管理料金設定について		
結 果	令和 5 . 12 . 22 第 4 回定例会で不採択		
付託委員会	建設消防委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、令和 6 年度から御所下住宅の駐車場を市が管理し、駐車場使用料を年額 1 千円から月額 2 千円に設定する案が出ているが、納得のいく内容ではないことから、金額設定や管理内容を再考し、上限額を年額 6 千円（月額 500 円）とするよう要請されたものである。

本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、駐車場の管理方法については、3 年 2 月の定期監査において、「市営住宅の駐車場は、条例上、共同施設と位置づけられているが、現状は全ての駐車場について行政財産目的外使用として許可している。また、使用料については、ツインハウス南林寺住宅のみ行政財産目的外使用料を徴収し、その他は各住宅の自動車保管場所管理組合に管理を委ね、全額免除している。公営住宅の駐車場の管理については、平成 8 年の公営住宅法の一部改正に伴う国からの通知を踏まえ、適切な対応を図られたい」との意見があったことを機に、国の通知等や国が示す管理標準条例、他都市の状況を踏まえ見直しを行うもので、見直しの内容としては、条例・規則上で共同施設として駐車場を位置づけ、市が使用者に対し使用を許可する方式に改めるものである。駐車場使用料の金額については、国が示す管理標準条例の規定では近傍同種の駐車場使用料を限度とすることとなっているが、高額となるため、県営住宅の算定方法を参考に標準的な駐車場整備費から算定しており、一定の低廉性が確保されていること、また、県営住宅では 20 年近く同等の使用料を徴収していることから、適切な金額であると考えている。徴収した駐車場使用料については、駐車場使用許可等の事務関連業務や巡回指導業務、簡易修繕業務など指定管理業務の委託料のほか、市が施工する舗装等の修繕工事、住宅建て替え等に伴う駐車場整備費等に使用することとなる。

以上を踏まえ、令和 5 年 10 月、市営住宅条例施行規則の改正を行い、駐車場使用料について、御所下住宅が含まれる合併前市域（既存集落活性化住宅を除く）は 1 区画当たり月額 2 千円とし、経過措置として使用料を半額とする期間については 1 年間で検討していたが、使用者からの要望や昨今の物価高騰に対し、国や自治体が多種多様な施策を講じている状況等を踏まえ、2 年間とすることとし、6 年 4 月から運用を開始することとしている。

今後においても、改正の内容に関する説明等の文書を全戸配布するなど、入居者の理解が得られるよう丁寧な対応をしていきたいと考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「平成 8 年の国か

らの通知以降、27年間、従来どおりの取扱いになっていたにもかかわらず、この2年ほどであまりにも事務的に進めており、このような陳情が出ること自体にも不満を持っていることから、本件については採択したい。」という意見、「当局の説明によると、駐車場使用料については、国が示す管理標準条例の規定では近傍同種の駐車場使用料を限度とすることとなっているが、高額となることから、県営住宅の算定方法を参考に、標準的な駐車場整備費から算定しており、一定の低廉性が確保されていること。また、県営住宅では20年近く同等の使用料を徴収しており、適切な金額であると考えているとのことであり、駐車場の管理内容を踏まえると、月額2千円の駐車場使用料の設定については、一定の低廉性が確保され適正な金額であると考えることから、本件については不採択としたい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。